

令和6年12月第9回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和6年12月12日（木）

本山町議会議事室

2. 応招議員

1 番	吉川 裕三	2 番	川村 太志	3 番	永野 栄一
4 番	松繁 美和	5 番	白石 伸一	6 番	上地 信男
7 番	中山 百合	8 番	大石 教政	9 番	澤田 康雄
10 番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 前田 幸二
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務局長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案第63号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例
の一部を改正する条例

日程第 2. 議案第64号 本山町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

日程第 3. 議案第65号 本山町水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布
設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の
一部を改正する条例

日程第 4. 議案第66号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 5. 議案第 67 号 令和 6 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6. 議案第 68 号 令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7. 議案第 69 号 令和 6 年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8. 議案第 70 号 令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9. 議案第 71 号 令和 6 年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10. 同意第 19 号 本山町教育委員会の教育長の任命について
- 日程第 11. 同意第 20 号 本山町教育委員会委員の任命について
- 日程第 12. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 13. 発議第 5 号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14. 発議第 6 号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 15. 発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 16. 発議第 8 号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員の残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書（案）
- 日程第 17. 発議第 9 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）
- 日程第 18. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 19. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第 1. 議案第 72 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延集会所）

開会 9：00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1. 議案第 63 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第 1、議案第 63 号 長期継続契約を締結することができる契

約に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）おはようございます。

長期継続契約、いいと思います。それで、今、非常に人件費とか資材等毎年予測がつかないような状態ですが、長期契約しておいても、やっぱり極端にいろんな物価高、人件費等上がった場合は、やっぱり長期契約の中でも柔軟に対応していかれるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えいたします。

先ほど後段申し上げましたこの契約についての事務取扱要綱の中で、契約の締結の事項の中に、契約を5年以内で結ぶといたしましても、先ほど大石議員からあったように、金額について見直しをしたりとか、整理をする場合が発生いたします。契約の中にもそれをうたい込むようにしておりまして、減額または削除があった場合、発注者は契約を変更し又は解除ができる。その場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することができないというような文言も盛り込みまして、契約を進めていくという考えでございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいでしょうか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）その極端に人件費とかいろいろ上がった場合には、やっぱり発注者側もその協議に応じて2年、3年ぐらいに極端にいろいろ上がったり、もうちょっと発注者側に金額の配慮というふうな申出があった場合も受けていくんか、それか、最初の長期の契約のまま何年もそれでやってくれるということなのか。その受注者側が何かできないときには、契約解除とか言われましたけれども、社会的要因で極端に人件費等上昇した場合には、柔軟に発注者側として対応するんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）先ほどその説明をしたと思うんですけども、事情により変更が生じた場合につきましては、話し合いをして進めていくということでございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）この随意契約することによる事務の簡素化であるとかいろいろメリットもあるかと思いますが、いわゆる基本的な競争入札ということの妨げになるようなことは、実際生じたりはしないのか、というようなことは精査した上の提案だと思いますが、

そこのところお聞かせ願いたいです。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）随意契約については、金額等が定められておりまして、基本は入札ですね、競争入札で行うということでの提案でございます。

○議長（岩本誠生君）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）私の聞き方が間違っておりました。だから、長期にやることによって、その期間の間にやはりこれは競争入札にかけたらいいことが出てくるんじゃないかなというような想定がされるのかされないのか、ちょっと想定されるんじゃないかな、場合もあるかなと思ったりして聞いたわけですが。それから、5年以内ではあるけれども、町長が認めればその限りではないということになると、かなり永久、永久とも言いませんけれども、かなり長い時間になるので、少し公共調達の問題では、ちょっとだけ、ちょっとというか、少し危惧をすることがありまして、ただ、問題があれば解除もできるんでしょうけれども、ちょっとそこのところのなお確認をしておきたかったわけです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）想定されることについては、なかなか答えは難しいわけですが、5年以内としておりますけれども、契約の内容によりましては、2年の場合もございますし、3年の場合もあると。最長が5年以内ということでございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）契約の解除というのは、発注者側からできる、発注者側だけでなく受注者側からもできるわけですか。そこのところをもう一遍お聞かせいただきたいんですが。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）契約の内容に盛り込むわけですが、基本、発注者側から事象が生じた場合には申出をして、解除する場合については解除するということになります。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）今、臨時国会が召集されていますけれども、その中でいろいろ質疑されている中で、物価上昇以上の賃金の引上げを経済界に、財界に求めているというふうなことを内閣のほうで答弁されています。ということは、人件費というのは、例えば今年であれば3%から5%に近い上昇があったわけですが、そういったものが見込まれる中で、公的な機関が発注するものについても、やはりそういったものを見込んで契約をしていかなければ、民間に給料上げなさい上げなさいというふうなことを政府から要請しても、公的な機関が賃金の上昇を抑えるような契約になってはいけないと思うんですが、この部分についてはやはり受注者側からも解約ができる、契約破棄ができるというような条項を盛り込むべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）基本的に発注者側から申し出るというふうに申し上げました。です。受注者側からの相談に応じて対応することになりますし、その将来的な事象につきましては、契約する側と受注者側で話し合いをして決めていくということになると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

議案第63号の条例改正の討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案第63号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例のこれより採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第63号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第63号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第2．議案第64号 本山町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第2、議案第64号 本山町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第64号 本山町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第64号 本山町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第64号 本山町庁舎建設基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3．本山町水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第65号 本山町水道布設工事工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）今回の改正は、この水道工事の管理者がいないので緩和するということは理解できました。では、お伺いします。なぜ、この令和7年4月1日のこの条例に対して、旧大学令の人を入れるのか。こういう人がもし該当するんであっても、年齢考えたらこういう管理者になれるんですか。言い方悪いですけども、半分棺桶に足を突っ込んでいるんじゃないでしょうか。

要するに今の大学令ができたのは、昭和22年に大学に行く年齢の人が今の大学令で、その前に大学に行っている人というのは、ゆうにもう100近いですよ。そういうところもオーケーですとしたら、これ、果してこの旧大学令を残しているのは実効性のある条例と言えるのか。これ、幾つになるか普通に考えてみたら、これ、無理じゃないんですか。今の学制ができた昭和22年に大学生であった人もどうかなぐらいの年齢なのに、その前にいわゆる戦時中に大学を出て、その資格を持っている人が、果して実務の監督者になり得るのかということを考えたら、来年は昭和100年ですよ。戦後80年。それを考えたら、ちょっとこれ、条例として来年制定するんだったら、ここ考慮してつくり直すべきじゃないんかと思いますがいかがでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。一応改正条文を提案した以上は、それに対する説明を必要としますので、執行部のほうで答弁してください。

暫時休憩します。

休憩 9 : 2 9

再開 9 : 3 4

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）吉川議員のほうのご指摘というかありましたところは、資格上の年齢とかそういったところは、基本年齢とかそういうところにおいては、この資格の要件の中ではしっかり明記しておくべきだと考えております。

ただ、ご指摘のとおり、年齢というところを考えるとどうかというのがあります。その点については、整理をさせていただきたいと思います。

なお、今回条例改正に伴いまして、本町の水道のほうでどのような影響というかそういったところのご説明を預かっておりました。

現在、本町において水道技術管理者という者が3名おります。そのうち2名につきましては、過去に水道の業務に携わった人間、みなしではなっているものです。1名につきましては、現在、建設課の中におりまして、資格を取っている方です。そういった状態の中で、そういった状態というか、そういう体制で今行っております。条例改正した後も、現在においても、1名の資格を有した者が建設課の中におりまして、その中で対応しているというところです。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようありますので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第65号 本山町水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第65号 本山町水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第65号 本山町水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第４．議案第６６号 令和６年度本山町一般会計補正予算（第５号）

○議長（岩本誠生君）日程第４、議案第６６号 令和６年度本山町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条……説明ある。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかに補足説明ありますか。ないようですね。ないようですので、補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。歳入９款地方特例交付金について質疑はありませんか。

１０款地方交付税について質疑はありませんか。

１３款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

３番、永野栄一さん。

○３番（永野栄一君）８ページ、１３使用料及び手数料の１、総務手数料の項目です。個人番号再発行手数料は、この時期に２万４，０００円の減額しているわけですが、通常だったら年度末ぐらいにするはずなんです、これを出しているということは、再発行の停止かこういう発行制度をやめるかと解釈できるんですけども、これは何でここで補正をされたのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）このたび歳入の２万４，０００円の減額につきましては、発行手数料８００円がかかっております。そのうち個人負担を歳入に入れて、地方公共団体システム機構へお支払いしていたんですが、その個人からもらうお金の性質が、歳入歳出外現金であるという取り決めになりました。それですから、本山町の会計に入れず、保管金として処理して、その分を国の機関に払うということで、財源の性質外といいますか、やめるというわけではなくて、うちの歳入ではなくて、歳出外現金として処理をするという、処理方法の変更と財源の性質の変更による補正となります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

それでは次へいきます。

１４款国庫支出金について質疑はありませんか。

15 款県支出金について質疑はありませんか。

18 款繰入金について質疑はありませんか。

19 款繰越金について質疑はありませんか。

20 款諸収入について質疑はありませんか。

21 款地方債について質疑はありませんか。

それでは、歳出に移ります。

歳出2 款総務費について質疑はありませんか。

6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男君）今、総務費ですね。

○議長（岩本誠生君）そうです。

○6 番（上地信男君）総務費の中の目でいうたら5 目財産管理費、先ほど旧庁舎のお話ありがとうございました。取壊しの。取壊しの経費だけなのか、あるいは取り壊したら整地もなさるわけだと思います。例えば整地は碎石を入れて整地、あるいはアスファルトの簡易舗装、あるいはもう少し条件のいいカラー舗装とか、そういうふうなことを計画なさっておるのか、現時点で分かっている状況をお教えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）工事費の今回の解体の工事の概要というか、ご説明させていただきます。

まず、架設を行います。その上で解体というものの工事本体をやります。先ほど上地議員からご質問ありましたとおり、その後、外構ということで、安全対策ということでフェンスをする、そして解体後の地面についてアスファルト舗装するという計画で、現在設計しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。ほかに総務費ありませんか。

では、ありますか。

5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一君）これ、先ほどの旧庁舎の取壊しについては、当初、予算が足りないということで、設計だけという形で予算計上していたと思うんですが、今回これ補正上げて、実際にその取壊しを行うということになれば、跡地の利用等については、前回も同僚議員が質問しましたが、今、広報もとやまで取り上げられているような、例えば行川の地域活性化センターみたいな形のものを造るとかいうふうな予定で、あそこを早急に取り壊すのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）跡地の活用ということのご質問だというふうに思います。

いろいろとご意見もいただいておりますけれども、やっぱりあの周辺を総合的にもう少し見にやいかんのじゃないかということで、一般質問でもどなたかからありましたけれど

も、やはり一定慎重な論議が必要だということで、今まちづくりの活性化事業で、そのまちなかの集落活動センターができないかというような論議はしておりますけれども、跡地でそれをやりますということで計画しているものではございません。今、まずは取り壊して更地にしようと。それからまちなかのマネジメントではないですけども、エリアマネジメントということで、まちなか全体を見て、いろんなご意見もいただいておりますので、それから、大きな財源が伴う可能性も場合によってはありますので、少し財政状況等も勘案して、今後の全体的な計画は進めていきたいと考えておりますので、あそこでこれをするということで、今決めて、まず更地にしてとかいうことではございません。まず、更地までをまずするという事で考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。ないようで……。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政君）15 ページの説明の58 とかに修繕料、アウトドア拠点施設運営管理費、修繕料21 万2,000 円とかあるんですけど、宿泊棟の辺にも樹木、大変大きくなって、今、よく枝の落下とかいろいろ言われておりますが、この修繕料21 万とかのその樹木、危険等の対策費なのか何なのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）修繕費の内容についてということです。

担当は建設ですかね。企画。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）58 番のアウトドア拠点施設運営管理費ですが、修繕料です。1 か所がレストランの壁が一部腐食して穴が開いておりまして、それを修繕するもの。それと、もう一か所は、温浴施設の中の鏡が脱着したりとか、割れたりとかしておるので、その補修となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政君）レストランと温浴施設ということですが、それとあとシャワー棟のほうの外部トイレも使えなくなっていたりしたと思いますが、順番に修繕していくんか、やはりトイレ等使えんと非常に不便とかどう思われますか。もう修繕されておるんか。あと、その樹木等も今後順番に修繕されていく予定かお伺いします。樹木は安全……。

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）支障があるところにつきましては、順次確認をして、見積りを取って、修繕をしていくように、今までもそういうふうにやっていますし、そのとおり進めていく予定です。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一君）……（音声なし）……

最初から。

15 ページ、説明の欄で、6、企画費、目の中で、75 の説明のところですよ。移住・定住。交流推進事業 250 万ということで、担当課長のほうから不採択というお話がありました。この予算をつくる時にはめどがあって、採択ということで計上されていったと思います。特に本山町については、人口減というか、そういった面で移住、定住の力を入れていると、重要施策の中に入っているということなんですけど、この不採択になった理由ですよ。一旦オーケーという感触の下に計上しているのに不採択になったという理由。これは、交流事業自体がまず駄目になったのか、何か計画上の不具合等があって不採択になったのか等について、ちょっともっと詳しい不採択の理由について説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）採択になっておって不採択になったのではなくて、申請をして、それで不採択になったということに、なんであります。すみません、理由のところまではちょっと返信が来ていないようですので、ちょっと確認をしなければいけないと思いますが、一応木材のつながりから始まる第二のふるさと創出プロジェクト企画書というものを作成しまして、本山町と汗見川のほうと木材に関するつながりとか、大阪市と本山町の歴史的な関わりとか、これまでの大阪西区「にし恋マルシェ」などに今まで関わってきたお互いの取組、あと、今後の連携やアウトドア、モンベル社も西区のほうにもありますので、そういう関係をもっと強くするというような取組、そういうことを1枚の企画書として出しておりましたけれども、残念ながら不採択になったということで、金額も事業期間もなくなってきましたし、採択にもされていないので、今回予算のほうを落とさせていただくということになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3 番、永野栄一さん。

○3 番（永野栄一君）昨日の一般質問等でもありましたが、人口減対策については、どんどん更新しながら申請をして、実行していくというスタンスでないと、県のほうでも受けられないということもあります。移住・定住について、最重要課題として取り扱うならば、企画内容を変えるなりして、再申請を年度末で頑張ってやるほうが得策じゃないかなというように感じるわけですけども。今年度でなくても来年度持ち越しでもいいわけですので、やはりここで諦めるのではなくて、企画内容を再検討して、出すべきじゃないかなと思うんですが、その辺について、今後のこういった交流事業の支援についてどういうふうに考えているか、答弁求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）課のほうでは、一応今年は駄目でしたが、その助成金は引き続きありますので、課のほう、それと町の中でまた再チャレンジができるようにちょっと検討を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）今回、不採択になったという理由を、やっぱり地域活性化センターのほうに確認しながら、どういうところで採択にならなかったかということで、そういう原因といいますか、そういうものの状況を確認して、新たにまた計画書づくり直していきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総務費についてありませんか。ないようでしたら、次へ進めます。

3 款民生費について質疑はありませんか。

4 款衛生費について質疑はありませんか。

5 款農林水産業費について質疑はありませんか。

6 款商工費について質疑はありませんか。

7 款土木費について質問

8 款消防費について質疑はありませんか。

6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男君）22 ページ、消防費でございます。説明欄が2、自主防災組織の育成事業、先ほど今回の120 万の補正の説明はありました。4 地区。そして、その前段で4 地区ほどあったかと思います。それに対しての助成受け付けているかとは思いますが、順次物品等の配布はできているか。今の現状のご説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）要望に基づきまして、備品あるいは避難所の装備品、できるものから設置をし、届けておるという状況でございます。

○議長（岩本誠生君）6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男君）今回、120 万の補正だったんで、この中身を聞くのが本当だったんですが、不随して多少お話を聞きました。予算確保でできておれば、速やかに遂行していただけたらということで、地域から若干希望も私のほうに話が来ておりました。速やかに申請後給付してくださいというような要望あったんで、併せて報告をいたしておきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに消防費について質疑ありませんか。なしと認めます。

9 款教育費について質疑はありませんか。

1 1 款公債費について質疑はありませんか。

1 2 款予備費について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

続きまして、第2表繰越明許補正について質疑はありませんか。なしと認めます。

第3表地方債補正について質疑はありませんか。なしと認めます。

ないようでありますので、逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

総括質疑ないようでありますので、総括質疑を……。ある。

ほかに総括質疑ありませんか。

総括質疑なしと認めます。

それでは、議案第66号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

総括質疑のときに、討論の申出がないか聞くのを忘れました。

討論の申出はありませんか。

討論の申出はなしと認めます。

採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第66号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第66号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩します。

休憩 10：21

再開 10：31

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第5．議案第67号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第67号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。まず、歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。歳出についてある。

8番、大石教政さん。

○8番(大石教政君) 歳出の中の7ページに、償還及び還付加算金が国保から社会保険のほうへ変わったことですが、やっぱり年間に何人かはその国保保険料を払えなくて、社会保険とダブって払える方がやっぱりおるということか、それで還付なんかは何か月後というか、今度は決定したからと思われそうですが、やはりダブって払ったから何か月か遅れて払われるということか。支払いの時期等お伺いします。

○議長(岩本誠生君) 大石住民生活課長。

○住民生活課長(大石博史君) 大石議員の質問にお答えします。

本来は事業所が適切に指導して、社会保険ができたときには法では14日以内の届出が義務づけられております。14日以内の届出をしておけば、現年であれば税額の更正をしてすぐ対応できます。それから、今回のなんかのように、過去に遡って事業者が指導される場合があるんですね。その場合にというか加算金が発生します。過去に払うた。現年は歳入からの処理で加算金は発生しませんので、過去の分に発生した、例えば社会保険の資格を持っているのに、持っているというか、事業所がそういうふうな社会保険からの検査を受けたときに、この方は社会保険の対象ですよとかいう方が……、大きいですね。それは、今の働き方改革とかいうことで、社会保険料の適用範囲の拡充が図られておりますが、そのことを事業者さんが十分承知していない場合があったりして、そういう指導を受ける事業者が多くなっております。個人の責務で届出が遅れているというよりは、その企業側の認識不足ということが大きいことから、還付が発生しております。そういう方は、企業側にも指導して、企業からの申出、14日以内に届出すれば、その月の翌月には更正をして還付する、即座に還付するということになります。そうしないと、うちのほうも還付加算金とかいうこともありますので、その事源が発生した翌月には、確実に還付するような処理をしております。

以上です。

○議長(岩本誠生君) よろしいですか。

8番、大石教政さん。

○8番(大石教政君) やはり働くいう人が、社会保険料の半額と国保料と、やっぱりダブって払うのも大変厳しい状況も出……。

(「ダブって払う……」の声あり) いや、そういう事例も出てきたりもあつたりもすると思いますので、できるだけ、やっぱり会社側企業と連絡等密にしながら、いろんな後処理等も出てこんように円滑にいくように、やっぱり努めていってほしいと思います。

以上です。

○議長(岩本誠生君) 今の質問、失礼ですけども、二重課税になるでね、その場合は。

そういう事例があるかどうかも含めて答弁を求めたいと思います。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）決して二重課税、二重に社会保険料を払うという必要、被保険者にはありません。それは、やっぱり企業側はよく勉強してもらって、法的に従った手続を被保険者にとってもらいたいと思います。

どうしてそういうことが発生するかというと、被用者保険の場合は、2分の1を被用者が払わなければならないということから、やっぱり経営をちょっと圧迫するとかいうことがある、できるだけ国保のまま雇用しようとかいう傾向もなきにしもあらずということあるんですね。しかしながら、法ではそういうことは認めてられませんので、事業所は適法な処理を望むところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）質問者どうですか。分かりましたか。まだ分かん。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）法律上は二重交付がないということですがけれども、そうなってきたとき、もう一回今度還付金の、ちょっともう一回説明お願いします。

いや、ほら、僕は社会保険が企業側に来ちゃうけど、本人に保険証とかいってなくて、国保を払いよったけん、その分の償還があるか思ったけれども、実際にはそういうことがなかったら、これは何の償還金やろうか。もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）さっき説明を。ほな、再度説明を求めます。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）今回の予算には、一般被保険者の償還金と事業償還金、事業精査による償還金も入っております。大きい部分については事業償還金になります。最初のところにある、一般被保険者の償還金というのは、国保税を払いよって、国保の保険証も持っているんだけど、本来は社会保険の資格があったと。その方が届出すると、社保優先ですから、他方優先、国保よりは社会保険が優先するので、国保税についてはお返しするということが発生します。それが、現年に発生すれば現年の歳入から返すんですが、それがもっと2年も前から、3年以上遡ることはないんですが、2年ぐらい前から持っておったら、その1年については還付金として支払う必要があります。それはどうしてかというと、歳入は決定していますので、そこで決算しておりますから、今度は翌年度の歳出側から還付する必要があります。そういう意味からも、やはり事業所においては、適切な保険管理をお願いします。

それから、これは償還金だけの問題でなくて、医療費についても国保の、その方が国保の保険証を使ってしまえば、医療費を保険者間調整をして、国保で出している分の医療費について、また社会保険側に請求もせなあかんという、すごく二重手間もかかっております。そういう意味からも、以前は社会保険ができていないのにすごく1か月もかかるけんと言われて、国保の保険証、返す、使う人らおって、いたんですが、そういうことがなく、

今は速やかにマイナンバーを使えば、その日のうちから資格はもう移っております。マイナンバーになってからは。だから、保険証を間違えて使うことも、12月2日からは現になくなって、そういう意味では。そういう意味からも、マイナンバーの保険証利用というのは有効性はあると思います。

ただ、それから繰り返しになりますけど、企業は適切な従業員の方への社会保険の仕組みの説明は行っていただきたいと思うところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）まだご理解いただけませんか。分かったらもういいんじゃない。

○8番（大石教政君）いや、そのほら。結局なくても……。

○議長（岩本誠生君）いや、ご理解のとおりですよ。質疑があれば、まだ3回目よろしいですからどうぞ。もう一回。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）先ほどの説明で、ダブっていない言われましたけれども、今の説明では、保険がダブったとき、ダブっていた分を社会保険のほうで本来の分で見てもらうて、国保で払っておった分がダブっておった分は返すということよね。その制度上は、両方持つことはないと言われておったけれども。いや、いろいろ説明されたけん、こっちはこんがらがりよった。分かりました。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 10:50

再開 10:51

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）それでは、次に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第67号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第67号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第67号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第6．議案第68号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生君）日程第6、議案第68号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。まず、歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次、歳出。

歳出について質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）9ページの一般介護事業の説明の1で、介護事業普及啓発事業、報償費5万とありますが、ジム利用ということですが、よく県のプール等では高齢者手帳とか持っている、プールが無料とかいろいろありますけれども、本町もその帰全の森にもジム、トレーニング用……。

○議長（岩本誠生君）申し上げます。これ、予算と直接関係ないので、それはまた別の形でのときに質問してください。

○8番（大石教政君）このジムの5万円というのは、その中身とかどのような内容なのか伺います。

○議長（岩本誠生君）それだったら分かります。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）先ほども説明をさせていただきましたが、ジムに当たる報償費に当たります。

以上です。報償費に当たります。

何をするかということですか。

今、試行的に検討しておる最中ではありますけれども、ある期間にそのジムへ行って、対象者に利用していただくと。それで介護予防事業をしていくわけですが、そこに安全上の配慮も当然ありますので、報償費でインストラクターみたいなものをつけて、計画をしております。それに対するインストラクターの報償費ということで、計上しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄君）同じ 9 ページの、ちょっとすみません、知識不足で。高額介護サービス費とありますが、ちょっと説明をちょっとお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）介護保険事業に当たりまして、利用料を払い過ぎておる分については高額……限度額を超えておる分について、もらい過ぎておる分について、本人にそのもらい過ぎた分をお返しをするという、いわゆる還付ではないですけれども、そういったもらい過ぎた分をお返し分に当たります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。なしと認めます。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第 6 8 号 令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第 6 8 号 令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 6 8 号 令和 6 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 7. 議案第 6 9 号 令和 6 年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩本誠生君）日程第 7、議案第 6 9 号 令和 6 年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

総括質疑だよ、総括質疑。

8番、大石教政さん。

○8番(大石教政君) パソコン等を入れて、やっぱり情報共有等図ることは非常に大事だと思います。居宅介護等で、よく老老介護等いろいろ大変苦勞もされておるところもあると思いますが、連絡というか状況を密にしてやっておるところもあると思いますが、状況把握とか取組をお伺いします。

○議長(岩本誠生君) 質問者にいつも申し上げておりますけれども、質疑ということでもありますので、質問とはまた別であります。ですから、あくまでも介護保険に関して、この予算にまつわる件を話をしてください。特別に一応答弁をしてもらいますけれども、今後気をつけてください。

では、澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田直弘君) 大石議員の質問にお答えをいたします。

居宅介護支援事業所につきましては、町立で居宅支援事業所をやっているのは珍しいケースであります。職員についても、ケアマネさんを1名という職場体制ではありますけれども、定期的に地域包括の中で、ケアマネージャーの研修なんかを年3回ほど組んで、研修なんかも進めておりますし、その居宅支援事業所の管理は、一応本山町が管理をするというところで定期的な検査もしておると、そういうところで、事務が的確に行われているかというところは、確認しております。

以上です。

○議長(岩本誠生君) よろしいですか。いいですか。

○8番(大石教政君) はい。

○議長(岩本誠生君) ほかに総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

討論の申出はありませんか。なしと認めます。

議案第69号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第69号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第69号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 8．議案第 7 0 号 令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩本誠生君）日程第 8、議案第 7 0 号 令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。第 2 条収益的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次、移ります。

第 3 条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次、支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 7 0 号 令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）の採決を行います。

この評決は起立によって行います。

議案第 7 0 号 令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 7 0 号 令和 6 年度本山町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 9．議案第 7 1 号 令和 6 年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩本誠生君）日程第9、議案第71号 令和6年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですので、支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですね。

次に移ります。

第3条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですね。

次、支出に移ります。

支出について質疑はありませんか。ないようですので、次へ移ります。

第4条特例的収入及び支出の補正について質疑はありませんか。なしと認めます。

次、移ります。

第5条他会計からの補助金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようですので、逐条質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。補正予算に対して総括質疑はありませんか。

1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）1点お伺いします。

期初の貸借対照表と期末の貸借対照表の予定を出してございます。まず、期初の流動資産の部の未収金が約418万ございます。期末に至っては198万で予定しております。この間、未収金が220万円減るというふうになっておりますが、これは確実に履行されるのかということ1点お伺いします。

それと非常に水道料金は主債権でございますので、水道班の方、非常に努力して集金しているのは分かりますが、できればこの期初の440万円の未収金がなぜこれほど多かったのかについて、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）現在開始である、開始貸借対照表にある未収金418万91円ですけれども、この会計処理上4月1日から3月31日です。これまでですと、出納閉鎖期間というのがございまして、その分の計上部分が、その会計年度のときで処理する分であるんですが、今回3月31日で5年度分は打ち切っているんで、その部分をそのまま未収金として計上している状態です。そのため、こういう状態にはなっていますが、大体金

額、ごめんなさい、です。期末については、その金額が、いわゆる水道料の未収金、これまでも未収金相当という認識しておるところです。公営企業会計に移るタイミングでの処理として、未収金開始の未収金については、増えたみたいな形にはなっている状態ではあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三君）ということは、この期初の 4 1 8 万というのは、特別会計から企業会計に移る一時的なもので、未収金額が増えていると。逆に言うと、この来年度末は、企業会計ですので、これ企業会計でも期ずれの未収金は発生するけれども、企業会計でやっているから、昨年の半分ぐらいの未収金で収まるという理解でよろしいんですか。再度お尋ねいたします。

未収金が期ずれで起こる分は、結局 3 月 3 1 日で締めた後に入ってくる分は、決算をまたぐわけですから、大体同じ金額の未収金として上がるのが普通じゃないかと理解するんですが、それが半分ぐらい減っているから、これ、どうしてなんだということを聞いているわけなんです。再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君） 執行部、答弁できますか。ちょっと待ちますか。ちょっと待つて。

暫時休憩します。

休憩 1 1 : 3 4

再開 1 1 : 4 0

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の作成のため、若干時間がかかりますので、ここで昼休みにしたいと思います。1 時まで休憩いたします。

休憩 1 1 : 4 0

再開 1 3 : 0 0

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案の審議のほうに進みたいと思います。

午前中の議案第 7 1 号の総括質疑の中での質疑に対する答弁を求めたいと思います。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君） 1 番、吉川議員のご質問にお答えします。

4 ページの、まず未収金の 4 1 8 万 4 9 1 円のところの、まず内訳です。内訳については、水道料の現年分として 1 2 5 万 4, 3 6 0 円、過年度分として 2 9 2 万 6, 1 3 1 円となり、合計として 4 1 8 万 4 9 0 円となっています。

3月末までに、一定の補助金等は3月30日までに入れていただいている状況で、今回につきましては、水道料の現年分、過年度分の未収金となっているところです。その上で、5年度から6年度、公会計へ移行するタイミングで、水道料で言いますと2月締めということで、3月分がそのまま、6年度の会計のところで未収金と上がっているような形になります。

6年度以降につきましては、公営企業会計に移りましたので、そういったことが起こらないというか、初年度のみ、こういう金額が大きい、未収額が大きいような形になっています。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三君）いや、初年度だけ金額が大きくなると言いますけれども、3月31日に締めるのは企業会計も公会計も同じです。ほいで、3月31日の段階で入っていない部分が全て未収金で、それは普通の一般企業でも、売掛金として、未収金として上げるということですから、これ別に、特に企業会計になってから、特段、現年度、過年度分の未収金が増えたということじゃなくて、現在、本年、企業会計になった時点で、これだけの未収金があったという、これは厳然たる事実ですよ、現年と過年度分の未収金。1年間営業努力をして、これを半分ぐらいに圧縮していくということで理解はよろしいでしょうかというのが1点目。

それともう一点、実はこれ、予定の貸借対照表というのは、これ普通、貸借対照表というのは、期末の締めた段階で資産等々がどうであったかを出すんであって、予定としては、本来は貸借対照表、これ、載せるべきものではないんじゃないかと思いますが、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）1点目のところですが、そうですね、今回つけております予定の3月31日の状態で見いただくと分かるように、未収金については職員のほうで努力して減らすということで、その金額、未収額となっております。

2点目につきましてですけれども、公営企業会計に移ったタイミングが予定から開始というタイミング、一番最初だけこういう形になるもので、表現的に言うと、予定から開始という表現になったので、このタイミングで言いますと、開始の貸借対照表と、あくまでも7年3月31日の予定の貸借対照表をつけるような形にならないと説明ができないということで、資料としてつけている状態です。

次期以降、こういった補正がある場合は、ここは省略するということにはなりますが、一番最初の補正のタイミングのみ、令和5年度の事業が完成したものを予定から開始という表現でつける、今回、貸借対照表でつけておりますので、それに伴い7年3月31日の予定の貸借対照表をつけているという状態になっています。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 7 1 号 令和 6 年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 7 1 号 令和 6 年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、議案第 7 1 号 令和 6 年度本山町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、日程第 1 0、同意第 1 9 号 本山町教育委員会の教育長の任命についての審議に入ります。

その前に、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、教育長、大西千之さんの退場を求めますが、はや出ていますかね、退場を求めます。

休憩をする予定でしたが、既に出ておりますので、引き続き会議を行います。

~~~~~

日程第 1 0、同意第 1 9 号 本山町教育委員会の教育長の任命について

○議長（岩本誠生君） 日程第 1 0、同意第 1 9 号 本山町教育委員会の教育長の任命についてを議題といたします。

補足説明を許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

同意第 1 9 号 本山町教育委員会の教育長の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第 1 9 号 本山町教育委員会の教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第１９号 本山町教育委員会の教育長の任命については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 １３：１０

再開 １３：１０

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１１． 同意第１９号 本山町教育委員会委員の任命について

○議長（岩本誠生君）日程第１１、同意第２０号 本山町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

同意第２０号 本山町教育委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第２０号 本山町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第２０号 本山町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１２． 諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第１２、諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

補足説明はありませんか。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

ここで、意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 13:15

再開 13:17

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付いたしました意見のとおり答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定をいたしました。

町長より追加議案が出ておりますので、直ちに議運を開催することにいたします。

委員長、開催のほうよろしくをお願いします。

これで暫時休憩します。

休憩 13:18

再開 13:24

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程追加の件

○議長（岩本誠生君） お諮りします。ただいま町長から議案の追加提出がされました。この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、議案第72号を日程に追加し、追加日程第1、議案第72号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延集会所）とすることに決定をいたしました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:26

再開 13:27

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長に追加議案名を朗読させます。

松葉事務局長。

○事務局長（松葉早苗君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）以上で朗読を終わります。

ここで提出者の説明を求めます。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 13:27

再開 13:27

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり追加議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

追加日程第1．議案第72号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延集会所）

○議長（岩本誠生君）追加日程第1、議案第72号 本山町公の施設の指定管理の指定についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第72号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延集会所）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第72号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延集会所）は、原案の

とおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第72号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延集会所）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13．発議第5号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続きまして、日程第13、発議第5号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に発議第5号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の提出並びに趣旨説明を求めます。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、9番、澤田康雄さんの提出並びに趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第5号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第5号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第5号 専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例は、原案とおり可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第14．発議第6号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第14、発議第6号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者に発議第6号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出並びに趣旨説明を求めます。

9番、澤田康雄さん。

○ 9 番（澤田康雄君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、9 番、澤田康雄さんの提出並びに趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑は終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第 6 号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第 6 号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定すること
に賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第 6 号 本山町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり
可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第 15．発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（岩本誠生君）日程第 15 号、発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する  
規則を議題とします。

提出者に発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出並びに趣旨説明  
を求めます。

7 番、中山百合さん。

○ 7 番（中山百合君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、7 番、中山百合さんの提出並びに趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する規則の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決定すること  
に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。全会一致。

したがって、発議第 7 号 本山町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり  
可決することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１６．発議第８号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員の残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第１６、発議第８号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員の残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書（案）を議題といたします。

発議者に提出並びに提案理由の説明を求めます。

４番、松繁美和さん。

○４番（松繁美和君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、提出並びに趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

お諮りします。発議第８号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員の残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書（案）は、原案とおり提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、発議第８号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員の残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める意見書（案）については、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先等については、議長に一任願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１７．発議第９号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第１７、発議第９号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）を議題といたします。

発議者に提出並びに趣旨説明を求めます。

６番、上地信男さん。

○６番（上地信男君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、提出並びに趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三君）ここに書かれていることを読ませていただきました。

まず、最後に、世界の世論、国の世論、次の世代ということを申されましたが、これ、個人のアイデンティティを重視するということですが、この意見書の中に本山町のアイデンティティは何一つ入っていない。我々は、本山町民の代表であるということをまず忘れてはいけないと思います。

これ、共同通信が取っている全国の首長のアンケートというの、これは、本山町に何の関係が我々にあるんでしょうかということが、まず第1点。

それと2点目に、次の世代と言いますが、今の、じゃ中高生はこの夫婦別姓を望んでいるのか。

これ、中高生の生活と意識調査というのがございます。「あなたは、将来結婚したら、名字をどのようにしたいと思いますか」ということで、「自分も相手も名字を変えずにそのままでいたい」と言われた方は、中学生が7%、高校生が6%、90%以上の方が、自分の名字または相手の名字、どちらかを選択していいということを現在の中高生は考えています。

だから、次の世代というのは、例えば本山町議会でこれを出すんだったら、じゃ、本山町の小学生、中学生、高校生にアンケートで、次の世代が夫婦別姓に賛成であるのであれば出すべきだし、それを現在の我々、40代、50代、60代、70代で構成されているこの町議会で、果たしてこれを全国に対して出していいものかということに、私は甚だ疑問がありますが、その点、提案者についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男君）全体的に、そうしたら、各本山町の中の議論はどうなっておるか、総体的にそういうふうなものをきちんと把握する必要のあるようなご意見もございました。

ただ、それぞれ、夫婦別姓というような形の考え方でございます。それぞれに対して選ぶ権利というのは、もしこの法案が通ったとしても、それぞれ個々に選ぶ権利がございす。それぞれ別姓にするか、同姓にするか、そういうこともこの中には残っております。

それとアンケートのことでございます。アンケートについては、なかなか、いろいろとこちらのほうで何%ということを読み上げさせていただきました。

アンケートを行う場合には、設問によって、一方のほうへ誘導するようなアンケートもあろうかと思いますが、世の中には。例えば、そう思う、どちらかといえばそう思う、そう思わないとか、いろいろなアンケートの設問がございす。一概に、アンケートのパーセントを上げて、こちらの意見書に載せさせていただいたのは、やはり一つの、全体的な、大まかな世論だということでご理解をいただきたいと、そのように思っております。

あくまでも、繰り返しになりますが、選択制というようなことでご理解いただいて、十分なお答えにはなっていないかもしれませんが、ご理解いただいて、ご賛同いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三君）ありがとうございます。

ただ、1 点、選択的夫婦別姓は、強制的親子別姓になるということが 1 点ございます。それと、旧姓の使用では、ではなぜ駄目かということで、現在、旧姓が使える資格というのが、320 の国家資格のうち 317 まで旧姓が使えると。旧姓使用の現状といたしまして、例えばマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、不動産登記、特許出願ということに対しても旧姓が使えると。

だから、現在、わざわざ法制度を改革しなくても、現状のまま旧姓も使えるということで、私はよろしいんじゃないかと思いますが、その点について、再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君） 6 番、上地信男さん。

○6 番（上地信男君）具体的な事例を挙げてのご意見でございました。

一方では、中にはきちんと一つの仕組みの中で、旧姓使用というのが認められたものもございます。ただ、いろいろな形で、全般的に言えば、まだ法の部分あるいはいろいろな部分で、整理されていないものもございます。

全体的に考えたら、今ここで、夫婦別姓というようなことを選択肢、このことを一度議論していただいて、法改正を図っていただけたらというふうに思っております。

お答えには十分になっていないかもしれませんが、再度繰り返します。ご賛同いただけたらありがたいと思います。

○議長（岩本誠生君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三君）選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）に対しまして、より一層慎重な議論を行うべきではないか、民法改正を本山町の総意として国に意見書を提出するのは時期尚早と考える立場から、反対の討論を行います。

現在の夫婦同姓制度において、姓を変えることにより社会的な不利益を被ったり、事実婚を選択せざるを得ない事態が生じたりするなどの理由から、選択的夫婦別姓の導入を求める意見が多く見られるようになりました。

一方で、夫婦別姓を取り入れる民法改正については、家族の在り方の根幹に関わる問題でございます。伝統的な家族感を壊してしまうのではないかとといった懸念や子どもの姓をどうするのかといった家族を巡る様々な問題が起こることから、慎重な検討が必要となると考えます。

そもそも夫婦同姓制度自体は、明治31年（1898年）に旧民法が制定されてから120年ほどの歴史があるものの、戸主と家族から成る日本古来の家を規定する戸籍制度は、

645年の大化の改新以降、1,300年以上続く日本の伝統であり、世界でも日本を含めて数か国しかございません。

戸籍制度は、まさに日本古来の伝統的な家族感を形成するものであり、だからこそ、戸籍制度と一体不可分である現在の夫婦同姓制度における民法改正に関しては、我々は慎重かつ丁寧な議論を行う必要があると考えます。

直近の国の調査では、2017年に内閣府が行った家族法制に関する世論調査等もございますが、しかしながら、この世論調査は、先ほど提案者が申しましたように、調査の仕方によって、どうしても左右することができます。

ですから、より慎重に、そして我々自身は本山町民の代表であることを認識し、今後、より慎重に行うべきであるのではないかと思います。本山町民の意見と決めつけ、本山町の現状認識することなく、国に対して意見書を出すのではなく、町民の意見を十分聞き取りをし、そして意識調査等を行い、その後、本山町として意見書を出すべきじゃないかと思ひまして、より慎重な立場をもってすべきだと思ひまして、今回、反対討論をさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ただいま反対討論がありました。

賛成の討論ありますか。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和君）私は、賛成の立場から、この意見書を決議すべきだというふうに思っております。というのは、この問題は、もちろん多くの女性が不利益を被るということもありますけれども、一番には人権の問題だと思っております。

女性も男性も同等の権利を持つことができた1945年の敗戦を機にできた現在の憲法では、そういった同等の権利が認められている。それに、今言われた民法、明治につくられた民法が私は追いついていないと。ほかにも、憲法に追いついていない民法、私は幾つかあると思っております。憲法に照らせば、自分がどの姓を選ぶかということは、憲法のとおりにいけば、自由なはずであります。

そして、これが今回、選択的ということでもありますので、選択をする、選択をしたい、別姓にしたいという人を、私はこれ、数の問題ではなくても、たとえ1%であっても、人権を守ることでは、いろんな女性の立場やいろんなこと、ほかの人権の問題あります。障がい者の問題でも何でもありますけれども、少数だからといって救えないということではないし、ここの選択的を選んで、別姓を選ぶ人、同姓を選ぶ人が、それぞれにいがみ合うものではないと、それぞれのものだというふうに思います。

家族感についてはいろいろ考え方もあると思いますが、大化の改新からの戸籍があるというふうに言いましたが、姓ができたのは割と近代ですね。姓が決まっていくというようなことになったという、むしろ明治以降に家制度が強められてきた、その家制度の下で、女性は権利がない者というふうにしてこられたのが明治憲法です。

そういう立場に立って、日本国憲法が制定されたということを考えれば、そうしたらい

いと思うし、それから、本山町の方にどうかということではなくて、全国でこういう法改正が行われると、誰もがこれを選べると、本山町にたった1人でもいいです、こういうことを思っている人がいるかいはいかは別なんです。

選択できるという権利を残す、つくる、今、法改正が大事だというふうに思って、そうした立場から、ぜひ、このことは同姓を選ぶ人を阻害するものではない、誰もが望む姓を選択できるというものというふうに理解をして、議員諸君の賛成を、同意をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、討論を以上で終わります。

これより採決を行います。反対の討論もありましたので、この採決は起立によって行います。

発議第9号 選択制夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）の提出について、賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第9号 選択制夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先等については、議長に一任願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第18．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第19．総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第１９、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件に係る通知及び閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第７３条第１項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されております。あわせて、各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第７５条の規定によって、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岩本誠生君）これで本日の日程は全て終了いたしますので、閉会となりますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）議会１２月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本議会に提出しました条例議案３件、令和６年度一般会計補正予算など予算議案６件、人事案件が２件、その他議案が１件、そして追加議案１件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言等もいただきました。すぐに取り組めることは取り組んでまいりたいと考えております。また、課題もたくさんございますが、今後、職員と共に、一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。

令和３年１２月１６日に町長に就任しまして、間もなく３年となります。この３年間は、私にとっては、よくこの言葉を繰り返しますけれども、４年にも５年にも感じられる３年間でございました。行政運営に当たりまして、何かと不十分な点が多々あったと存じますが、議員の皆様にはご支援を賜り、誠にありがとうございました。残された任期の中で、精いっぱい取り組んでまいりたいと存じます。今後とも引き続き、職員共々ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、今年も残すところ３週間足らずとなつてまいりました。今年は、元旦の能登半島地震に始まり、全国各地で地震や豪雨災害が頻発をいたしました。また、災害級の猛暑ともなりました。厳しい災害と自然環境に見舞われた一年ではなかったでしょうか。改めて、

日頃からの災害への備えが重要であることを感じさせられた一年となりました。

年も押し迫りまして、何かと気ぜわしい年末でございます。交通事故などにも一層気を付けなければならないというふうに感じております。町民の皆様、そして議員の皆様と一緒に元気で明るい新年を迎えられますよう、そして災害などがない新年になりますようご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんが、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

長時間にわたります熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）閉会に当たりまして、議長からも一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本議会、皆さん方の積極的な議事進行に対するご協力をいただきまして、全ての議案が無事審議され、決定をいたしました。誠に協力ありがとうございました。

先ほど町長からも話がございましたように、今年の幕開け早々から、日本は様々な災害に見舞われて、そして今日に至っております。はや師走も12日ということでございまして、あとあまり残す日がないわけでありすけれども、考えてみますと、本当に年を取るに従って、時の流れの速さに驚きます。しかし、一日一日の長さはそんなに変わらんわけですけれども、感覚的にそう感じるわけございまして、私と若い人たちとの感覚は大分違うんじゃないかと、私にとっては一日一日が非常に早いというふうに感じるわけです。

そういうこともあって、今回の議会においては、町長にこの3年間の様々な思いをぶつけ、そして残された1年の奮起を希望したような、お話し申し上げたわけでございますけれども、町長も今後の残された1年、どうか澤田色を出して、澤田カラーを出して、本山町の発展のために、ますます頑張ってください。

議会といたしましても、様々な形で協力すべきは協力する、すなわち是々非々の形を常に守りながら、本山町発展のために、今後も努力をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

議員各位におかれましても、今年一年、残り少なくなりましたが、どうか寒さなんかに気をつけて、よい年が迎えられるように、そして来年もまたよい年でありますように、期待をいたしたいと思います。

ということでございまして、またお会いして、忘年会的なことでまたお話をさせていただきたいと思いますが、まずは本議会、ご協力をいただきまして無事終わりましたことに感謝申し上げまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

以上で、令和6年第9回本山町議会定例会を閉会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

令和6年12月12日

午後 2時21分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員